

防大総第677号  
昭和54年11月19日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

国内旅行命令権者の再委任について（通達）

改正 平成5年4月1日防大総第341号	平成8年10月1日防大総第864号
平成9年4月1日防大総第362号	平成12年4月1日防大総第339号
平成17年3月31日防大総第505号	平成19年1月9日防大総第7号
平成19年3月30日防大総第437号	平成21年3月31日防大総第542号
平成27年4月10日防大総第532号	平成28年3月31日防大総第427号
平成30年3月30日防大総第346号	

標記について、防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第3条第2項の規定に基づき、別表のとおり定めたので、昭和54年12月1日からこれにより実施されたい。

添付書類：別表「旅行命令権の受任者及びその命令権の範囲」

## 別表

### 旅行命令権の受任者及びその命令権の範囲

受任者	命令権の範囲
総務部長	総務部に所属する職員（課（室）長を除く。）
教務部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教務部に所属する職員（課（室）長、理工学研究科長、総合安全保障研究科長及び入試統括官を除く。）</li> <li>2 准教授、講師、助教</li> <li>3 研究科学生、研修生</li> </ol>
訓練部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訓練部に所属する職員（課長を除く。）</li> <li>2 本科学生</li> </ol>
先端学術推進機構長	先端学術推進機構に所属する職員（教養教育センター長、グローバルセキュリティセンター長、国際交流センター長及び先端学術推進機構事務室長を除く。）
総合情報図書館長	総合情報図書館に所属する職員（総合情報図書館事務長及び学術情報官を除く。）